

**騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次答申）（案）**

平成 8 年 7 月 25 日付け諮問第 39 号により中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（諮問）」については、中間答申（平成 8 年 11 月 28 日）を行い、同法の規制対象施設として切断機を追加することが適当であるとしたが、ボイラ、冷凍機、冷却塔（クーリングタワー）については、「規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。」とした。また、同答申において、今後の検討に当たっての課題として、「規制対象施設の追加等を検討するに当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。」と指摘した。

今般、騒音未規制施設専門委員会において、ボイラ、冷凍機、冷却塔に加え、「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」（平成 16 年 3 月閣議決定）において規制対象外とする旨の要望があったスクリー式圧縮機（以下「未規制施設等」という。）について、特定施設としての規制対応の他、製造メーカーが施設に騒音レベル等を表示することなどにより、メーカー側における低騒音化の取組や設置者側における低騒音機器の導入を促す制度（以下「騒音ラベリング制度」という。）等の規制以外の手法など、施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方について幅広く検討され、別添の第二次中間報告がとりまとめられた。

騒音振動部会においては、この中間報告を受理し、審議した結果、今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、個々の騒音発生施設の騒音レベル、施設の普及台数、苦情件数、地方公共団体における条例化等の状況を総合的に勘案し、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「各種ガイドライン」等の規制以外の手法について検討することが適当であるとされた。

よって、当審議会は、下記のとおり報告する。

## 記

### 1．特定施設の追加等に関する基本的な考え方

特定施設の追加等に関しては、以下の観点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

#### (選定要件)

- (a) 殆どの施設から発生する騒音レベルが、屋内で使用される施設については1 m地点で80dB以上、屋外で使用される施設については1 m地点で70dB以上であること。
- (b) 施設に係る騒音苦情件数が一定以上(工場・事業場に係る苦情のうち概ね1%以上)であること。ただし、近年の苦情件数の増減傾向についても考慮する。
- (c) 地方公共団体の条例等による規制が多いこと(都道府県及び政令指定都市のうち概ね10以上)。ただし、地方公共団体の騒音規制法による規制に関する意向についても留意する。
- (d) 施設の設置数が全国的に普及していること(1万台以上)
- (e) 規制以外の手法により低騒音化に向けた対応ができないこと。

#### (配慮事項)

以下の事項についても併せて検討する。

- ・効果的な防音対策が合理的費用で実施できること。
- ・騒音規制法の趣旨に鑑み、規制対象とすることにより小規模事業者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないこと。
- ・対象となる施設数等の観点から効果的かつ効率的な規制を履行することが可能であること。
- ・その他特に勘案すべき事項について、考慮されていること。

なお、すでに規制対象施設となっている施設については、特定施設から発生するデータに関する騒音レベル値が概ね(a)に示す騒音レベルの値を下回ること、規制と同等の効果が見込める対策が確実に実施されている場合などについては、上記(a)～(e)の選定要件や配慮事項を考慮し、特定施設からの除外について個別・具体的に検討する。

### 2．規制以外の多様な騒音対策手法の導入に関する方針

騒音規制法の規制対象施設等の検討に当たっては、小規模事業者等が講じやすい騒音防止対策の方法などを充分勘案し、規制と規制以外の手法を適切に組合せ、効果的かつ効率的な騒音低減対策を実施していくことが求められる。このため、規制以外の多様な騒音対策手法を導入できるよう検討することが必要である。

第3次環境基本計画(平成18年4月)において、環境政策の展開の方向性として、規制的手法とともに、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法といった諸手法を効果的に組み合わせることが謳われており、未規制施設等の対応に当たり多様な政策手段を組み合わせる騒音問題が確実に改善されるよう総合的に検討していくことが重要である。

そこで、我が国において低騒音型機器の普及による低騒音社会を目指し、機器・機械に

騒音レベル等を表示する騒音ラベリング制度の導入や規制対象外の施設の適正な設置・維持管理等、低騒音化を着実に進めるための規制以外の手法についても検討する必要がある。

また、騒音ラベリング制度等の導入が図られるよう、速やかに基本的な検討等に着手する必要がある。

#### (1) 騒音ラベリング制度

騒音ラベリング制度は、メーカー側において一定の騒音レベル等の状況を保証するなど低騒音機器の普及を促す制度であることから、小規模な事業者において設置され、施設の設置台数が多い施設等についても、当該設置者の騒音防止対策を講じる際の負担を軽減する効果も期待され、規制的手法が馴染まない施設についても低騒音化を着実に図ることが期待できる手法である。また、制度の定着により、施設更新の際に低騒音型施設への転換が促されることなどが見込まれ、規制的手法と同様な効果が期待できる。

騒音ラベリング制度の制度化に当たっては次に掲げる事項等の検討が必要である。

対象施設への適用の可能性

騒音ラベリング制度で用いる騒音評価量（音響パワーレベル、一定距離における騒音レベル等）

測定機関・認証機関・情報公開などの騒音ラベリング制度の導入に当たって必要な制度  
騒音ラベリング制度の対象施設に対する地方公共団体の関与の在り方 等

なお、騒音ラベリング制度の制度化に当たっては次の事項等に留意する必要がある。

- ・ 国際的調和の観点から、諸外国における類似のラベリング制度との調和
- ・ 騒音レベルとエネルギー効率の相関性について科学的知見を検討した上での機器の低騒音化と低炭素社会の形成に向けた機器の省エネルギー化を図るためのラベリングや、その他のラベリング制度の活用などによる効率的かつ効果的な制度運用の可能性
- ・ 施設を設置・使用する者や施設維持管理者等の実態を考慮した実効性のある騒音ラベリング制度の実現

#### (2) 各種ガイドラインの策定

施設を設置・使用する事業者側において既設の施設や多様な構造特性を有する施設などに対し、低騒音化に向けた取組として、施設を設置・使用する際の騒音防止対策や施設の経年的な劣化に伴う騒音発生に対処するための維持管理方法を明らかにし、これに基づき着実な対策が実施されることにより低騒音化を図ることも重要である。このため、施設を設置・使用や維持管理に関するガイドライン等の策定も必要である。具体的には、次のガイドラインの策定が考えられる。

施設設置・使用の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

施設維持管理の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

なお、施設設置・使用者や施設維持管理者等の実態を考慮した実効性のあるガイドラインを策定するよう留意する必要がある。

騒音ラベリング制度を実施する場合でも、当該ガイドラインを併用することによって、より確実に騒音防止対策を講じることが期待できる。

また、施設維持管理の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドラインについては、施設の経年劣化等に伴う騒音発生防止が図られるよう策定されるものであり、騒音ラベリング制度が施設を更新する場合などにおいて低騒音機器が導入されることも目的にしていることから、適正な施設の更新のタイミング等において騒音ラベリング制度と施設維持管理の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドラインとの間で十分な整合がとられるとともに、両者が有機的に機能することにより、効果的な騒音発生防止対策が講じられるよう配慮する必要がある。

### (3) 規制的手法との関係

騒音ラベリング制度等の実施に当たっては、その効果等を踏まえ、将来的には規制的手法と騒音ラベリング制度等との比較考量を十分行い、施設ごとに対応の在り方を検討する必要がある。特定施設以外の施設に騒音ラベリング制度等を一定期間導入しても低騒音化の効果が得られない場合、特定施設に追加することも検討する。また、逆に特定施設について騒音ラベリング制度等を一定期間導入し、十分な低騒音化が確認できた場合は特定施設から除外することも検討する。

## 3. 未規制施設等の低騒音化に向けた対応方針

ボイラ、冷凍機、冷却塔（クーリングタワー）については次のとおりとすることが適当である。

### (1) ボイラについて

ボイラについては、現時点では規制の対象とすることは適当ではないが、今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

### (2) 冷凍機について

冷凍機については、現時点では規制の対象とすることは適当ではないが、今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

### (3) 冷却塔について

冷却塔については、原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有するものを特定施設として明確にする必要がある。また、7.5kw未満のものについては、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応を含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

なお、スクリー式圧縮機については、現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではないが、低騒音化に向けた取組がなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

#### 4．今後の検討に当たっての課題

これまでに述べたように、今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、個々の騒音発生施設の騒音レベル、施設の普及台数、苦情件数、地方公共団体における条例化等の状況を総合的に勘案し、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や「各種ガイドライン」など多様な政策手段を用いた対応が求められる。

また、多様な政策手段の検討に当たっては、以下に示す事項について併せて検討していく必要がある。

- (1) 規制的手法と情報的手法等の有機的な組合せ等についてさらに検討していく必要がある。
- (2) 騒音ラベリング制度や各種ガイドラインの導入に当たっては、騒音レベル等に加え、周波数特性を踏まえた騒音対策についても考慮することが必要である。
- (3) 地方分権改革の推進に関する政策を踏まえ、国の法律による規制と地方公共団体の条例に基づく規制等との関係を十分踏まえ、望ましい騒音行政の在り方に関する検討が必要である。また、各地方公共団体の条例による規制等の状況を全体的に把握できる情報整備の仕組みも必要である。